

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
19	五條市子ども医療助成事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

五條市は、子ども医療助成事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

子ども医療助成事務では、事務の一部を外部委託先に委託しているが、委託先による情報への不正な利用等への対策として、事業者との間に個人情報の保護及び取扱いに関する契約に含めることで万全を期している。

評価実施機関名

五條市長

公表日

令和7年3月19日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	子ども医療助成事務
②事務の概要	子どもを養育している者に対して当該子どもに係る医療費の一部を助成し、子どもの健康の保持及び福祉の増進を図ることを目的とし、以下の事務を行う。 ①子ども医療費助成に関する申請及び届出の受付、審査決定事務 ②子ども医療費助成受給資格証の発行・交付 ③子ども医療費助成の支給 ④高額療養費等の徴収事務 ⑤統計報告処理 これらの事務に関して、番号法別表に基づいて各情報保有機関と中間サーバ及び情報提供ネットワークを介して情報の照会を行う。
③システムの名称	子ども医療システム、団体内統合宛名システム、中間サーバ
2. 特定個人情報ファイル名	
子ども医療情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第2項 番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び条項(第9条第1項 別表 第81項に準じ第9条第2項に基づき定める条例) 五條市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年条例第39号)別表第1 第2の項 五條市子ども医療費助成条例(昭和48年10月条例第30号)による子ども医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	・番号法19条第14号 ・番号法19条第17号に基づき同条第9号に準ずるものとして定める特定個人情報の提供に関する規則 ・番号法第9条2項に基づき定める、五條市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条 (情報照会) 医療費の助成を受けることができる者の助成要件及び助成金の算定についての審査に関する事務(番号法別表主務省令第44条1号に準じる五條市子ども医療費助成条例施行規則第3条) ・当該申請に係る子どもを主として養育している者の市町村民税に関する情報(番号法別表主務省令第44条1号に準じる五條市子ども医療費助成条例施行規則第2条) (情報提供) 行わない
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	五條市すこやか市民部保険年金課
②所属長の役職名	保険年金課長
6. 他の評価実施機関	

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	五條市(すこやか市民部 保険年金課) 奈良県五條市岡口1丁目3番1号 0747-22-4001(代表)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	五條市(すこやか市民部 保険年金課) 奈良県五條市岡口1丁目3番1号 0747-22-4001(代表)
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
基礎項目評価書		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
		[] 人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	・申請書に記載された個人番号及び本人情報の入力のダブルチェックを行う。 ・特定個人情報を含む書類は、施錠できる書棚等に保管することを徹底する。	

9. 監査		
実施の有無	☐ 〇 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 ☐	
	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	・特定個人情報を含む書類は、施錠できる書棚等に保管することを徹底する。 ・不要文書を廃棄する際は、特定個人情報が記録された書類等が混入していないか、複数人による確認を行う。 ・特定個人情報が記録された書類等を廃棄する場合には、廃棄した記録を保存すること。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月1日	I, 5, ②所属長	保険課長 上田喜輝	保険課長 田中 加代	事後	人事異動により変更するもので、重要な変更には該当しない。
平成29年4月1日	II, 1. 対象人数 いつ時点の係数か	平成27年12月21日 時点	平成29年4月1日 時点	事後	重要な変更には該当しない。
平成29年4月1日	II, 2. 取扱者数 いつ時点の係数か	平成27年12月21日 時点	平成29年4月1日 時点	事後	重要な変更には該当しない。
平成29年6月30日	I, 1. ②事務の概要	五條市子ども医療費助成条例に基づき、 ①子ども医療費助成に関する申請及び届出の受付、審査決定事務 ②子ども医療費助成受給資格証の発行・交付 ③子ども医療費助成の支給 ④高額療養費等の徴収事務 に付随する事務等を行う。	子どもを養育している者に対して当該子どもに係る医療費の一部を助成し、子どもの健康の保持及び福祉の増進を図ることを目的とし、以下の事務を行う。 ①子ども医療費助成に関する申請及び届出の受付、審査決定事務 ②子ども医療費助成受給資格証の発行・交付 ③子ども医療費助成の支給 ④高額療養費等の徴収事務 ⑤統計報告処理 これらの事務に関して、番号法別表第二に基づいて各情報保有機関と中間サーバ及び情報提供ネットワークを介して情報の照会を行う。	事後	法令・条例等制定に伴う記載変更のため。
平成29年6月30日	I, 1. ③システムの名称	子ども医療助成システム、団体内統合宛名システム	子ども医療システム、団体内統合宛名システム、中間サーバ	事後	法令・条例等制定に伴う記載変更のため。
平成29年6月30日	I, 3. 法令上の根拠	番号法第9条第2項に基づく「五條市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例」	番号法第9条第2項 番号法第9条第2項に基づき定める条例のの名称及び条項(第9条第1項 別表第一 第56項に準じ第9条第2項に基づき定める条例) 五條市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年条例第39号)別表第1 第2の項 五條市子ども医療費助成条例(昭和48年10月条例第30号)による子ども医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	事後	法令・条例等制定に伴う記載変更のため。
平成29年6月30日	I, 4. ①実施の有無	未定	実施する	事後	法令・条例等制定に伴う記載変更のため。
平成29年6月30日	I, 4. ②法令上の根拠		・番号法19条第14号 ・番号法19条第14号に基づき同条第8号に準ずるものとして定める特定個人情報の提供に関する規則 ・番号法第9条2項に基づき定める、五條市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条 (情報照会) 医療費の助成を受けることができる者の助成要件及び助成金の算定についての審査に関する事務(番号法別表第二主務省令第40条1号に準じる五條市子ども医療費助成条例施行規則第3条) ・当該申請に係る子どもを主として養育している者の市町村民税に関する情報(番号法別表第二主務省令第40条1号イに準じる五條市子ども医療費助成条例施行規則第2条) 受給者台帳更新申請についての審査に関する事務(番号法別表第二主務省令第40条2号に準じる五條市子ども医療費助成条例施行規則第3条) ・当該申請に係る子どもを主として養育している者の市町村民税に関する情報(番号法別表第二主務省令第40条1号イに準じる五條市子ども医療費助成条例施行規則第2条) (情報提供) 行わない	事後	法令・条例等制定に伴う記載変更のため。
平成30年4月1日	II, 1. 対象人数 いつ時点の係数か	平成29年4月1日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	重要な変更には該当しない。
平成30年4月1日	II, 2. 取扱者数 いつ時点の係数か	平成29年4月1日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	重要な変更には該当しない。
平成31年4月1日	II, 1. 対象人数 いつ時点の係数か	平成30年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	重要な変更には該当しない。
平成31年4月1日	II, 2. 取扱者数 いつ時点の係数か	平成30年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	重要な変更には該当しない。
平成31年4月1日	I, 5, ②所属長	保険課長 田中 加代	保険課長	事後	様式変更によるもので、重要な変更には該当しない。
令和2年4月1日	II, 1. 対象人数 いつ時点の係数か	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	重要な変更には該当しない。
令和2年4月1日	II, 2. 取扱者数 いつ時点の係数か	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	重要な変更には該当しない。
令和3年4月1日	II, 1. 対象人数 いつ時点の係数か	令和2年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	重要な変更には該当しない。
令和3年4月1日	II, 2. 取扱者数 いつ時点の係数か	令和2年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	重要な変更には該当しない。
令和3年12月10日	I, 7. 請求先	奈良県五條市本町1丁目1番1号	奈良県五條市岡口1丁目3番1号	事後	庁舎移転に伴い住所を修正
令和3年12月10日	I, 8. 連絡先	奈良県五條市本町1丁目1番1号	奈良県五條市岡口1丁目3番1号	事後	庁舎移転に伴い住所を修正
令和3年12月10日	II, 1. 対象人数 いつ時点の係数か	令和3年4月1日 時点	令和3年12月10日 時点	事後	重要な変更には該当しない。
令和3年12月10日	II, 2. 取扱者数 いつ時点の係数か	令和3年4月1日 時点	令和3年12月10日 時点	事後	重要な変更には該当しない。
令和4年4月1日	I, 4. ②法令上の根拠	・番号法第19条第14号 ・番号法第19条第14号に基づき同条第8号	・番号法第19条第17号 ・番号法第19条第17号に基づき同条第9号	事後	重要な変更には該当しない。
令和4年4月1日	I, 5. ①部署	五條市すこやか市民部保険課	五條市すこやか市民部保険年金課	事後	重要な変更には該当しない。
令和4年4月1日	I, 5. ②所属長の役職名	保険課長	保険年金課長	事後	重要な変更には該当しない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年4月1日	I, 7. 請求先	すこやか市民部保険課	すこやか市民部保険年金課	事後	重要な変更に該当しない。
令和4年4月1日	I, 8. 連絡先	すこやか市民部保険課	すこやか市民部保険年金課	事後	重要な変更に該当しない。
令和4年4月1日	II, 1. 対象人数 いつ時点の係数か	令和3年12月10日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	重要な変更に該当しない。
令和4年4月1日	II, 2. 取扱者数 いつ時点の係数か	令和3年12月10日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	重要な変更に該当しない。
令和6年12月17日	I, 1. ②事務の概要	子どもを養育している者に対して当該子どもに係る医療費の一部を助成し、子どもの健康の保持及び福祉の増進を図ることを目的とし、以下の事務を行う。 ①子ども医療費助成に関する申請及び届出の受付、審査決定事務 ②子ども医療費助成受給資格証の発行・交付 ③子ども医療費助成の支給 ④高額療養費等の徴収事務 ⑤統計報告処理 これらの事務に関して、番号法別表第二に基づいて各情報保有機関と中間サーバ及び情報提供ネットワークを介して情報の照会を行う。	子どもを養育している者に対して当該子どもに係る医療費の一部を助成し、子どもの健康の保持及び福祉の増進を図ることを目的とし、以下の事務を行う。 ①子ども医療費助成に関する申請及び届出の受付、審査決定事務 ②子ども医療費助成受給資格証の発行・交付 ③子ども医療費助成の支給 ④高額療養費等の徴収事務 ⑤統計報告処理 これらの事務に関して、番号法別表に基づいて各情報保有機関と中間サーバ及び情報提供ネットワークを介して情報の照会を行う。	事後	法令・条例等制定に伴う記載変更のため。
令和6年12月17日	I, 3. 法令上の根拠	番号法第9条第2項 番号法第9条第2項に基づき定める条例のの名称及び条項(第9条第1項 別表第一 第56項に準じ第9条第2項に基づき定める条例) 五條市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年条例第39号)別表第1 第2の項 五條市子ども医療費助成条例(昭和48年10月条例第30号)による子ども医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	番号法第9条第2項 番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び条項(第9条第1項 別表 第81項に準じ第9条第2項に基づき定める条例) 五條市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年条例第39号)別表第1 第2の項 五條市子ども医療費助成条例(昭和48年10月条例第30号)による子ども医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	事後	法令・条例等制定に伴う記載変更のため。
令和6年12月17日	I, 4. ②法令上の根拠	・番号法19条第14号 ・番号法19条第17号に基づき同条第9号に準ずるものとして定める特定個人情報の提供に関する規則 ・番号法第9条2項に基づき定める、五條市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条 (情報照会) 医療費の助成を受けることができる者の助成要件及び助成金の算定についての審査に関する事務(番号法別表第二主務省令第40条1号に準じる五條市子ども医療費助成条例施行規則第3条) ・当該申請に係る子どもを主として養育している者の市町村民税に関する情報(番号法別表第二主務省令第40条1号イに準じる五條市子ども医療費助成条例施行規則第2条) 受給者台帳更新申請についての審査に関する事務(番号法別表第二主務省令第40条2号に準じる五條市子ども医療費助成条例施行規則第3条) ・当該申請に係る子どもを主として養育している者の市町村民税に関する情報(番号法別表第二主務省令第40条1号イに準じる五條市子ども医療費助成条例施行規則第2条) (情報提供) 行わない	・番号法19条第14号 ・番号法19条第17号に基づき同条第9号に準ずるものとして定める特定個人情報の提供に関する規則 ・番号法第9条2項に基づき定める、五條市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条 (情報照会) 医療費の助成を受けることができる者の助成要件及び助成金の算定についての審査に関する事務(番号法別表主務省令第44条1号に準じる五條市子ども医療費助成条例施行規則第3条) ・当該申請に係る子どもを主として養育している者の市町村民税に関する情報(番号法別表主務省令第44条1号に準じる五條市子ども医療費助成条例施行規則第2条) (情報提供) 行わない	事後	法令・条例等制定に伴う記載変更のため。